平成２１年（フ）第１２６号
新潟県妙高市大字下平丸2390番地、住民票上の住所新潟県妙高市末広町13番21号
債務者　石田　一郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２８号
新潟県上越市南新町４番４―31号　県営南新町住宅Ｄ棟
債務者　牛木みどり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１２９号
新潟県上越市南新町４番４―31号　県営南新町住宅Ｄ棟
債務者　牛木　大哉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３０号
新潟県上越市大字岩木571番地17　クラルーテ岩木103号
債務者　宮越　祐己
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２５４６号
愛知県北名古屋市能田旭２番地　コーポ旭北
債務者　釜谷　　清
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５４７号
愛知県北名古屋市能田旭２番地　コーポ旭北
債務者　釜谷　慶子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６８８号
愛知県海部郡大治町大字花常字人見62番地の１　シティハイツ人見Ｂ102号
債務者　市原みどり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０２３号
名古屋市南区豊田２丁目11番２号　スプランドゥール道徳105号
債務者　宮城　　新
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０４８号
名古屋市名東区牧の里３丁目501番地　県営住宅４―116、住民票上の住所名古屋市名東区牧の里３丁目501番地
債務者　平出奈津恵
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０７０号
愛知県東海市名和町榎戸12番地１
債務者　松岡健太郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９８号
名古屋市緑区旭出２丁目1705番地　トウフジ旭出Ｅ棟301号
債務者　岡田　勇次
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０９９号
名古屋市緑区旭出２丁目1705番地　トウフジ旭出Ｅ棟301号
債務者　岡田麻希子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２０２号
愛知県小牧市藤島１丁目232番地
債務者　加藤　　郁
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３８号
名古屋市中村区高道町１丁目10番７号
債務者　古橋　淳子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１７０号
大阪府豊中市浜３丁目18番７号
債務者　廣瀬　　悟
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５０１号
大阪府東大阪市今米２丁目１―６　セントラルハイツ702、住民票上の住所大阪府八尾市山本町１丁目１番１号
債務者　河合　正夫
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２６号
大阪府枚方市宮之阪３丁目１番30―502号
債務者　前　　貴之
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部